

第3回（仮称）学習文化交流施設管理運営検討委員会

日時：平成24年12月21日（金）

午後1時30分

場所：鹿角市市役所 第1・2会議室

次 第

1 開会

2 委員長挨拶

3 案件

（1）（仮称）学習文化交流施設管理運営基本計画の検討について

① 施設管理計画について 資料1

② 広報宣伝計画について 資料2

（2）（仮称）学習文化交流施設の愛称選考について 資料3

4 その他

5 閉会

(仮称) 学習文化交流施設管理運営基本計画

目 次 (案)

I 管理運営の基本方針

- 1 施設設置目的の確認
- 2 管理運営基本方針

II 事業計画

- 1 事業計画の基本的考え方
- 2 各機能の役割
- 3 事業の基本方針

III 組織運営計画

- 1 管理運営主体の基本的考え方
- 2 管理運営体制の全体像
- 3 各施設の組織運営方針
- 4 市民参画の方針

IV 施設管理計画

- 1 利用規則の基本的考え方
- 2 利用料金の基本的考え方

V 広報宣伝計画

- 1 広報宣伝計画の基本的考え方
- 2 広報宣伝の手法

VI 収支計画

- 1 収支計画の基本的考え方

施設管理計画（案）

1. 利用規則の基本的な考え方

本施設は、図書館機能、市民センター機能、文化ホール機能、子育て支援施設機能が一体となった複合施設です。複合施設のメリットを活かしながらも、既存施設等との連携に配慮したわかりやすい利用規則とします。

施設運営のために必要な利用規則の基本的な方針は次のとおりとします。

（1）休館日について

- ・原則として、年末年始（12月29日から1月3日まで）を休館日とします。
- ・施設利用の安全性を確保するために、施設のメンテナンスが必要な場合には、市民の利用に支障のない範囲で臨時の休館日を設けます。

（2）開館時間について

施設全体の開館時間及び閉館時間は次のとおりとします。

8：30～22：00

（3）各機能の利用時間について

各機能の開館時間及び閉館時間は、既存の各施設の設置条例等に基づきながらも新たに設定するものとし、複合施設であることを考慮しつつ、一体的に利用するケースを想定し、柔軟な利用が可能になるように配慮します。

それぞれの利用時間、休館日等は以下の区分に基づき検討します。

区分	平日	土・日、祝日	個別の休館日
図書館	9：00～19：00	9：00～19：00	毎週月曜日、第3日曜日
市民センター	9：00～22：00	9：00～22：00	
文化ホール	9：00～22：00	9：00～22：00	毎週月曜日
子育て支援施設	9：00～18：00	9：00～18：00	第3日曜日

2. 利用料金の基本的な考え方

利用料金については、市が負担するコストと利用者負担を踏まえつつも、近隣の類似施設の金額設定の状況も考慮に入れながら、バランスのとれた設定にすることを基本とします。

(1) 料金形態

機能ごとに料金を設定し、指定管理する部門と直営で行う部門が生じる場合においても、市民の料金の受け渡しに配慮し、管理者が料金収受を一体的に処理できる仕組みを構築します。

夜間や日曜日に利用が集中する場合が想定されることから、時間帯や曜日によって料金区分が異なり、利用の少ないと見込まれる平日の日中に利用を誘導するような料金形態も検討します。

また、従来は料金とは別に冷暖房費を徴収していましたが、施設では冷暖房費を含む料金として検討します。

■管理区分と料金区分

区 分	料 金	内 容
市	使用料金	市が収受
指定管理者	利用料金	指定管理者が収受

(2) 料金の算出方法

料金を試算する根拠として、施設に掛かる「管理運営コストの負担」から算出する方法を最も適当な考え方とします。

具体的には、ホール、研修室等の貸出スペースの管理運営コストをできるだけ料金でまかない、その他の部分の管理運営コストに関しては市が負担するという考え方で進めます。

なお、入場料を徴収する場合の料金のあり方については、市の他の施設や近隣の施設とのバランスに配慮して設定します。

(3) 減免制度

現在、市民センターや他の公共施設においても、市民や市民団体の利用に関して公益上の目的に応じて、条例により一定の減免規定を設けております。

市民に全ての管理運営コストを負担していただくことになれば、料金が高くなることに加え、維持管理費回収のための負担という側面が強くなることがあげられます。

本施設は、市民が主体的に利用する「文化交流の拠点施設」であることを踏まえ、従来どおり、市民の利用目的に応じた減免規定を定めることを検討します。

＜参考＞市民センター条例

（使用料の減免）

第17条 市長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

2 減免の範囲及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 市及び公共的団体並びに社会教育関係団体が公共の利益を目的として利用するとき 10割
- (2) 市民及び市内のスポーツ団体が、体育、スポーツ活動を目的として市民センター及び地区市民センターの講堂、アリーナ及び体育場又は体育館を利用するとき 10割
- (3) 市又は県若しくは国が後援して利用するとき 5割
- (4) その他市長が特別な理由があると認めるとき 3割

広報宣伝計画（案）

1. 広報宣伝計画の基本的な考え方

施設の様々な情報の広報と施設の統一的なイメージ形成を促進することにより、市民の事業や運営への参加・参画を促すとともに、市民活動に対する関心と施設への愛着を喚起し、いつでも集い、語り合える施設として利用拡大を図ります。

また、施設の事業内容ごとに市民に向けてアピールすることで事業の認知度を高め、利用者の増加を図るとともに、多様な媒体を通じて施設内容やサービスを周知することで貸し館利用を促進します。

2. 広報宣伝の手法

区 分		理 由
1	愛称の募集	親しみやすさを感じていただき、施設への愛着を持ってもらい多くの市民に活用していただくようにします。
2	ロゴマークの募集	施設イメージを表現するとともに、統一感を持って一目で伝達することにより、他施設との差別化を図り、認知度の向上を目指します。
3	パンフレットの作成	施設の情報を積極的に公開し、事業や運営内容の周知を図ります。施設を利用した営業、事業誘致に活用します。
4	ホームページ等の作成	わかりやすいホームページを作成し、随時更新することにより、施設の事業計画等について速やかに情報提供します。また、市民参加についての募集や、市民意見の把握などに活用します。
5	機関誌の発行等	一定の期間ごとに発行する機関誌で、事業に対する市民の期待感の発揚を図り、参加したい市民の増加につなげるとともに、たくさんの市民に施設情報の周知を図ります。
6	専門誌等への情報掲載	事業について情報提供を図るほか、施設の情報を地域だけでなく、全国にもPRする機会とします。
7	コミュニティFMラジオとの連携	地域に密着した情報発信の媒体として、新たに開局するコミュニティFMラジオと連携し、事業やイベントなどの告知を行うとともに、イベントとタイアップした公開放送により集客性の向上を図ります。

(仮称) 学習文化交流施設愛称募集について

1. 趣旨

平成27年度にオープンを予定している(仮称)学習文化交流施設が、「つどう ふれあう にぎわう 文化交流の杜」の基本理念のもと、誰にも親しまれ、多くの人に利用される賑わいあふれる施設になるように、広く市民から施設の愛称を募集します。

2. 募集期間

平成24年11月1日(木)～12月10日(月)

3. 応募状況

- ・応募総数 207点
- ・最年少応募者 7歳
- ・最年長応募者 83歳

4. 選考過程

(1) 1次選考

平成24年12月21日(金) 「(仮称)学習文化交流施設管理運営検討委員会」
1次選考で10～20点に絞り込み

(2) 最終選考

平成25年1月中旬 「市選定会議」
最優秀1点、優秀3点を選定

5. 発表

平成25年1月下旬
記者発表、市ホームページ及び「広報かつの」掲載

(仮称)鹿角市学習文化交流施設愛称選定 1次選考手順

